

所在不明組合員の脱退に関する公告

定款第10条2項、及び「所在不明組合員の整理に関する規約」に基づき、「所在不明組合員の脱退」に関する公告を行います。

後日お申し出いただいて所在が判明した場合は、「所在不明組合員の整理に関する規約」第5条に基づき、再度組合員に登録させていただきます。

公 告

2025年2月1日
生活協同組合くまもと
代表理事 理事長 嶋田 誠

1. 住所・氏名等の変更があった方で、変更手続を2年間行わなかった組合員は、脱退の予告があったものとみなし、定款第10条2項により2025年3月31日をもって脱退の手続を行わせていただきます。
2. 「所在不明組合員の脱退手続対象者」名簿は、水光社本店組合員窓口・コープ春日・コープ合志及び無店舗事業各支所に備え付けてあります。閲覧は各事業所の営業時間内であれば何時でも受け付けます。
3. この名簿にご自分のお名前が記載されている可能性のある場合は、至急、生協くまもとへお申し出ください。手続対象組合員で所在が判明した場合、「所在不明組合員の脱退手続対象者」から除外いたします。
4. 今回お申し出が無く脱退となってしまった方で、

- 公示期間 2025年2月1日～3月2日
- お問合せ 生活協同組合くまもと 経理部
TEL 096-284-6008

定款（抜粋）

（届出の義務）

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

（自由脱退）

第10条2 組合員が、第9条に定める住所の変更の届け出を2年間行わなかったときは、前項に定める脱退の予告があったものとし、別に定める手続きによって所在の確認ができなかった組合員について、脱退したものとみなす。